

合同会社PlanB 定款

平成23年3月7日 作成

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社PlanB と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療機関の診療報酬請求事務ならびに経理事務の受託
2. 介護施設の介護報酬請求事務ならびに経理事務の受託
3. 医療機関・介護施設の給食業務の受託および管理
4. 医療機関・介護施設に対する経営コンサルティング業務
5. 医療機関・介護施設の清掃・修理・管理
6. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
 - (1) 通所介護
 7. 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業
 - (1) 介護予防通所介護
 8. 不動産の賃貸及び管理
 9. 各種イベントの企画、制作、運営、管理
 10. 喫茶店・食堂の経営、及び仕出し弁当の製造・販売・宅配
 11. フリーマーケット及び無償提供品等の物品の委託販売
 12. カルチャー教室（アウトドア教室・クラフト教室・外国語教室・料理教室）の経営
 13. 食品、日用品雑貨、民芸品、美術品、工芸品、インテリア小物、アクセサリーの販売及び輸出入
 14. 農業
 15. 農産物等一次産品の生産・加工・販売

16. 農家の生活が体験できる宿泊施設の経営
17. 就農を目指す人材の育成と研修事業
18. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
19. 国際協力に関する企画、調査、運営、受託、並びにコンサルティング業務
20. 国際協力を旨とする人材の育成と研修事業
21. 外国語の翻訳並びに通訳業
22. 自動車・自動二輪車・自転車・土木建設機械・農機具の販売・輸入・レンタル・リース及び整備
23. その他前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を徳島県吉野川市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名及び住所並びに出資の目的及びその金額は、次のとおりである。

徳島県吉野川市山川町若宮170番地の5

有限責任社員 福士庸二 金300万円

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行社員)

第6条 社員福土庸二は業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第7条 業務執行社員は、当社を代表すべき社員とする。

第4章 社員の入社及び退社

(入社)

第8条 新たに社員を入社させるには、総社員の同意を要する。

(退社)

第9条 やむを得ない理由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第10条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第6章 附 則

(設立時の資本金の額)

第11条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金300万円とする。

(定款に定めのない事項)

第12条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社PlanB設立のため、本定款を作成し、各社員が次に記名押印する。

平成23年3月7日

社員 福土庸二